

平成29年8月22日
関東東北産業保安監督部

鉱山保安法第36条の規定に基づく命令について

関東東北産業保安監督部（以下、「当部」という。）は、平成29年8月21日、新潟製油新発田鉱山（鉱種：石油・可燃性天然ガス、新潟県新発田市）の鉱業権者である新潟製油株式会社（法人番号 7110001003843）に対して、鉱山保安法（昭和24年法律第70号。以下「法」という。）第36条の規定に基づき、鉱害を防止するために必要な措置を講じるよう命令を行いました。

1. 新潟製油新発田鉱山において、平成29年2月27日に確認された坑井からの石油等の湧出について、当部は、鉱業権者に対して同年3月31日付けで法第47条第1項に基づき報告を求めたところ、鉱業権者から、同年4月13日及び同年5月29日付けで鉱害の復旧及び廃坑措置の計画について、報告書が提出されました。
2. 鉱業権者は、当該報告に基づき計画の実施を進めていましたが、当部職員が同年8月7日に同鉱山の状況を確認したところ、応急対策の一部は実施されていましたが、鉱害の復旧及び廃坑措置は実施に至っていませんでした。
3. また、鉱業権者から当部に対し、同年8月9日付けで鉱害の復旧及び廃坑措置の実施が困難となった旨の文書が提出されました。
4. このため当部は、鉱業権者による鉱害の復旧及び廃坑措置の実施が見込まれないと判断し、鉱業権者に対し、法第36条の規定に基づき鉱害の防止のために必要な措置を講じるよう命令を行いました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部 鉱害防止課長 佐藤 雅文

担当者：橋本、田中

電話：048-600-0447